

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月28日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
【電話番号】	06(6569)0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 敏規
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番3号
【電話番号】	03(6404)0800
【事務連絡者氏名】	総務・人事部 東京総務グループ長 岩本 浩
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年11月28日開催の取締役会において、当社とアタカ大機株式会社（以下「アタカ大機」といいます。）が合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日、アタカ大機との間で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社は、本日、株式会社ニチゾウテックとの間で株式交換を行うことを決議し、同社との間で株式交換契約を締結しております。同株式交換契約の締結については、本日、別途臨時報告書を提出しておりますので、そちらをご参照ください。

2【報告内容】

(1) 本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年3月31日現在)

商号	アタカ大機株式会社
本店の所在地	大阪市此花区西九条五丁目3番28号
代表者の氏名	代表取締役社長 小川 泰雄
資本金の額	1,835百万円
純資産の額	(連結) 14,940百万円
	(単体) 13,918百万円
総資産の額	(連結) 34,521百万円
	(単体) 31,008百万円
事業の内容	水処理、公害防止関連の環境装置事業、産業装置事業等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	35,020	40,549	37,189
営業利益	641	870	811
経常利益	870	934	946
当期純利益	452	809	537

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	26,833	31,315	27,351
営業利益	354	379	304
経常利益	668	513	551
当期純利益	379	409	816

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日立造船株式会社	54.30
株式会社りそな銀行	3.22
日本証券金融株式会社	1.80
三井住友信託銀行株式会社	1.61
日鉄鉱業株式会社	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.18
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.69
株式会社損害保険ジャパン	0.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.53
野村證券株式会社	0.52
株式会社オーナミ	0.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成25年3月31日現在)

資本関係	当社は、アタカ大機の発行済株式総数(31,013,189株)の55.1%に相当する17,093,800株(間接保有分253,200株を含みます。)を保有しております。
人的関係	当社の従業員1名が、アタカ大機の社外監査役に就任しております。
取引関係	アタカ大機は、当社から大気汚染防止装置等を受注し施工しております。

(2) 本合併の目的

当社グループ(以下に定義されます。)は、主として環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等を主な事業としており、平成25年9月30日現在、当社、連結子会社77社及び持分法適用会社14社(以下「当社グループ」といいます。)で構成されております。

当社グループは、現在、平成28年度(2016年度)における経営目標として、長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」を掲げ、事業規模の拡大、事業収益力の向上及び財務体質の強化を目指しております。また、この長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」の実現に向けた基盤づくりのための経営施策として、平成23年度を初年度とする3か年の中期経営計画「Hitz Vision」を策定し、事業伸長力の強化、バランスの取れた事業構造の構築、業界ナンバーワンの収益力実現のための事業戦略の推進、将来収益につながる新事業・新分野の開発、財務体質の強化、企業風土の更なる改革と人材の育成といった重点施策を推進しております。

「Hitz 2016 Vision」、「Hitz Vision」において、当社グループでは、環境の改善、資源とエネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大等に関連する「グリーンエネルギー分野」及び効率的で安全・安心な社会の実現、災害に強い社会基盤の構築に向けた「社会インフラ整備・防災分野」を重点分野としており、これらの事業領域において、現有製品のビジネスモデル変革とグローバル展開、成長の原動力となる新製品開発の加速化を推進しております。

グリーンエネルギー分野では、ごみ焼却発電や風力発電、太陽光・太陽熱発電、炭酸ガス・窒素酸化物排出削減等に関する設備やシステムを提供し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当該分野における世界ナンバーワンの企業グループを目指しております。

一方、アタカ大機は、昭和42年の創業以来一貫して水処理をはじめとした環境保全事業に取り組んでおり、昭和52年の当社による経営参加以降は当社グループの環境事業分野、グリーンエネルギー分野における主要会社となっております。平成18年10月には、同じく環境事業を手掛ける大機エンジニアリング株式会社と合併して現社名となり、廃棄物・リサイクル、上下水、埋立処分場、工場排水等の水処理プラントの建設やバイオガス、土壌・地下水浄化等の環境装置の販売及びそれらのメンテナンス、洗煙・排ガス処理等の環境保全装置、電解・ろ過(フィルタープレス)・殺菌等の産業機器、防蝕機器(ライニング製品)、サイクロン・ポンプ等の製造、販売等、幅広い分野での事業展開を進めております。

アタカ大機は、中期経営計画「グローバルAD」の下、第一に工場再編等による内製品の拡大、海外調達の徹底推進、及び既設し尿処理プラントに加えて電解事業・ろ過（フィルタープレス）事業のアフターサービス強化によるソリューション事業の伸長により利益率を向上すること、第二に中国、東南アジアでのし尿処理、小規模下水処理等の市場開拓、産業装置における海外の海水電解装置の受注推進等により海外事業を拡大すること、さらに、第三に焼却灰及び飛灰からの放射性セシウムを分離する新技術をはじめとした新製品・新事業の創出等の重点施策を積極的に推進しております。

当社とアタカ大機は、既にグループとしての経営戦略を共有し、グループの総力を挙げた事業展開を行っております。また、住友電気工業株式会社を含めた3社共同で電解型バラスト水処理装置の開発を推進する等、協業関係の更なる強化を目指した様々な取組みを実施しております。一方で、アタカ大機を含む当社グループを取り巻く環境は、主要事業において、官需は総発注量の減少と参入企業の増加から、民需は輸出環境の改善が見られるものの国内の設備投資に大幅な改善の兆しもないことから、官・民需とも受注競争が激しく、総じて厳しい状況が続くものと思われ、グリーンエネルギー分野の持続的な発展・成長には、グローバルな市場開拓を強力に推進することが必要不可欠であります。このような状況の下、当社とアタカ大機は、以前より両社の協業体制に関する議論を行ってまいりましたが、その一環として、平成25年7月頃、当社より合併による統合に向けての協議をアタカ大機に申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で協議を重ねた結果、当社及びアタカ大機が合併することにより、一体運営による事業推進力の強化や経営の合理化を通じて相乗効果の最大化を実現し、当社グループにおけるグリーンエネルギー分野の更なる成長に向けた取組みを加速していくことが、アタカ大機の企業価値向上のみならず、当社グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、当社との合併により、アタカ大機が事業戦略で掲げている環境装置及び産業装置事業の海外への市場展開における当社のブランド力及び経営資源の活用、当社グループ全体としての商品開発・マーケティング・本社機能等に関する人材の有効活用、スケールメリットによる調達購買力活用及びソリューション事業の効率的運営等、経営資源の最適化を図ることによる相乗効果が見込まれます。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

当社を吸収合併存続会社、アタカ大機を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。本合併は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会の承認を受けずに行う予定です。アタカ大機については、平成26年2月12日に開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で行う予定です。

本合併に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	アタカ大機 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.66
本合併により交付する株式数	当社普通株式：9,305,064株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

アタカ大機の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.66株を割当て交付します。ただし、当社が保有するアタカ大機の普通株式(平成25年11月28日現在16,840,600株)及びアタカ大機が保有する自己株式(平成25年10月31日現在74,007株)については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

当社は、本合併に際して、当社の普通株式9,305,064株(予定)を、本合併が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のアタカ大機の株主(ただし、当社及びアタカ大機を除きます。)に対して、割当て交付する予定ですが、交付する当社の普通株式には当社が保有する自己株式(平成25年10月31日現在2,737,338株)のうち671,000株(予定)を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。なお、当社の交付する普通株式総数は、基準時までアタカ大機が保有することとなる自己株式数(本合併に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなるアタカ大機の株主につきましては、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるアタカ大機の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

その他の本合併契約の内容

当社が、アタカ大機との間で、平成25年11月28日付で締結した合併契約書の内容は、次のとおりです。

合併契約書

日立造船株式会社（以下「甲」という。）とアタカ大機株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併の方法により合併する（以下「本合併」という。）。
- 2 本合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 甲

商号：日立造船株式会社
住所：大阪市住之江区南港北一丁目7番89号

(2) 乙

商号：アタカ大機株式会社
住所：大阪市此花区西九条五丁目3番28号

第2条（本合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式（会社法第785条に基づき株式買取請求がなされた株式は、ここに含まれない。）に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.66を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.66株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。ただし、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第4条（資本金及び準備金の額）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が定める。

第5条（合併承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。
- 2 乙は、平成26年2月12日に開催予定の乙の臨時株主総会（以下「本合併承認株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。ただし、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、平成25年9月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
- 2 乙は、平成25年9月30日から本効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第7条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を、全て甲の従業員として引き継ぐものとし、当該従業員に関する契約関係及びその他の条件等については、甲及び乙が協議の上、合意により定めるものとする。

第8条（会社財産の管理）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（併せて、以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、大阪市大正区鶴町二丁目15番26号に本店を有する株式会社ニチゾウテック（以下「丙」という。）との間で平成25年11月28日付で締結する株式交換契約書に基づいて行われる、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換により、丙の発行済株式（ただし、甲が保有する丙の株式を除く。）の全部を取得することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、平成26年3月期の期末配当に代えて、乙の平成26年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主及び登録株式質権者（以下「配当対象株主等」という。）に対して剰余金の配当を行うことにつき、本合併承認株主総会において決議を求めることができる。配当対象株主等に対する剰余金の配当が行われる場合、甲は、本効力発生日において、乙の当該配当金の支払義務を引き継ぐ。

第9条（誓約事項）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うことができなかったとき
- (2) 乙において、第5条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 第11条に従い本契約が解除された場合
- (4) 法令（金融商品取引所規則を含む。）上、本合併に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

第11条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第12条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月28日

甲 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船株式会社
取締役社長 谷所 敬

乙 大阪市此花区西九条五丁目3番28号
アタカ大機株式会社
代表取締役社長 小川 泰雄

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本合併の合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、アタカ大機は野村証券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びアタカ大機の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成25年11月27日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式及びアタカ大機株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価分析	0.56～0.64
類似企業比較分析	0.32～0.55
DCF分析	0.51～0.79

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成25年11月27日までの上記情報を反映したものであります。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、野村證券は、当社については金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類

似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

アタカ大機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、またアタカ大機には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法	0.522～0.644
類似会社比較法	0.322～0.324
DCF法	0.630～0.650

市場株価平均法では、当社については、算定基準日である平成25年11月27日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年11月21日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年10月28日から基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、平成25年8月28日から基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び平成25年5月28日から基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を用いて、アタカ大機については、算定基準日である平成25年11月27日を基準日として、アタカ大機株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年11月21日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年10月28日から基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、平成25年8月28日から基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び平成25年5月28日から基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.522～0.644として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、当社については株式会社タクマ、株式会社神鋼環境ソリューション、住友重機械工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工株式会社、川崎重工業株式会社及び株式会社IHIを類似会社として、アタカ大機については荏原実業株式会社、月島機械株式会社、水道機工株式会社及び前澤工業株式会社を類似会社として選定した上、時価総額に対する純利益の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.322～0.324として算定しております。

DCF法では、両社それぞれより提供された利益計画（本合併を前提とした利益計画）を基に、将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを用いて企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は、当社については4.75%～5.25%を、アタカ大機については5.00%～6.00%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、両社共に永久成長率-0.25%～+0.25%を採用して評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.630～0.650として算定しております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画（本合併を前提とした利益計画）において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

野村證券は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成25年11月27日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

算定の経緯

当社及びアタカ大機は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(3) 記載の合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年11月28日に開催された両社の取締役会にて本合併の合併比率を決定し、同日、両社間で本合併契約を締結しました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券はいずれも、当社及びアタカ大機から独立した算定機関であり、当社及びアタカ大機の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、アタカ大機の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成26年3月27日付で上場廃止（最終売買日は平成26年3月26日）となる予定であります。上場廃止後は、アタカ大機の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、当社及びアタカ大機を除くアタカ大機の株主に対しては、本合併契約に従い、上記(3) 記載のとおり、当社の普通株式が割り当てられます。

本合併の目的は上記(2)に記載のとおりであり、結果として、アタカ大機の普通株式は上場廃止となる予定であります。アタカ大機の普通株式が上場廃止になった後も、本合併の対価として交付される当社の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、アタカ大機の普通株式を152株以上保有し、本合併により当社の単元株式数である100株以上の当社の普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、152株未満のアタカ大機の普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない当社の普通株式が割り当てられません。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記(3) の(注3)をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記(3) の(注4)をご参照ください。

なお、アタカ大機の株主は、最終売買日である平成26年3月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するアタカ大機の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置

本合併の検討にあたって、当社は既にアタカ大機の発行済株式総数の55.1%（間接保有分を含みます。）を保有していることから、本合併は、アタカ大機にとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、本合併の実施にあたり、両社は上記 記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した合併比率により本合併を行うことを、平成25年11月28日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、当社及びアタカ大機は、いずれも、各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、本合併の法務アドバイザーとして、当社は西村あさひ法律事務所を、アタカ大機はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも当社及びアタカ大機から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(5) 本合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日立造船株式会社
本店の所在地	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
代表者の氏名	取締役社長 谷所 敬
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等

以 上